



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 1

【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 2 項

【提出先】 関東財務（支）局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号

【報告義務発生日】 平成 18 年 6 月 30 日

【提出日】 平成 19 年 1 月 30 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 12 名

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 共同保有者が新たに加わったこと

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	富士フィルムホールディングス株式会社
証券コード	4901
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、大阪、名古屋

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン #38-03、テマセク・ブルヴァール 7
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年9月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			761,737
新株予約権証券(株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券(株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合計(株・口)	M	N	O 761,737

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q	—
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	761,737
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)		0.15%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.16%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisers, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワ ン・フランクリン・パークウェイ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年10月29日
代表者氏名	バーバラ・ジェイ・グリーン
代表者役職	秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			34,400
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 34,400
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		34,400
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.01%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

3【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			301,000
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 301,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		301,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.06%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.04%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

4【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年7月17日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	執行副社長、秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 ブルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			15,264,099
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 15,264,099
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		15,264,099
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		2.97%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		2.96%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

5 【提出者（大量保有者）／5】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	テンプルトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、ス ウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー
代表者役職	副社長、アシスタントセクレタリー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としてい
る。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			7,363,050
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合計 (株・口)	M	N	O 7,363,050
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		7,363,050
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		1.43%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		1.25%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

6 【提出者（大量保有者）／6】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	サラ・マッキントッシュ
代表者役職	法律・財務担当重役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,347,070
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 1,347,070
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		1,347,070
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.26%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.24%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

7【提出者（大量保有者）／7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド (Franklin Templeton Investments Australia Limited)
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦、ヴィクトリア州 3000、メルボルン、コリンズ・ストリート 360、25 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2001年2月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			118,500
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 118,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		118,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.02%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.00%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

8【提出者（大量保有者）／8】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フィデューシャリー・インターナショナル・インク (Fiduciary International, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 10020-2302、ニューヨーク州、ニューヨーク、フ ィフス・アベニュー600 4階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1930年8月27日
代表者氏名	ジェームズ・シー・グッドフェロー
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としてい
る。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			3,300
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合計 (株・口)	M	N	O 3,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		3,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.00%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

9【提出者（大量保有者）／9】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	ブラッド・ボイテンミラー
代表者役職	副社長、チーフカウンセル
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,893,200
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 1,893,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		1,893,200
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.37%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.37%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

10【提出者 (大量保有者) / 10】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・ポートフォリオ・アドバイザーズ・インク (Franklin Templeton Portfolio Advisors, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワ ン・フランクリン・パークウェイ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1978年2月23日
代表者氏名	バーバラ・ジェイ・グリーン
代表者役職	秘書役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			0
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			725, 248
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合 計 (株・口)	M	N	O 725, 248
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		725, 248
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514, 625, 728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.14%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.13%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク (Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、ス ウィート 2100、イースト・プロワード・ブルヴァール 500
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2003年2月26日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	副社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としてい
る。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			13,300
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0
合計 (株・口)	M	N	O 13,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		—
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R		13,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成 18 年 6 月 30 日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.00%

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

12【提出者 (大量保有者) / 12】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区京橋2丁目14番1号 兼松ビルディング6階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1996年9月25日
代表者氏名	松本幸三
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			308,700

新株予約権証券（株）	A	—	G	0
新株予約権付社債券（株）	B	—	H	0
対象有価証券 カバードワラント	C		I	0
株券預託証券				0
株券関連預託証券	D		J	0
対象有価証券償還社債	E		K	0
他社株等転換株券	F		L	0
合計（株・口）	M	N	O	308,700
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P			—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q			—
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R			308,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S			—

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成18年6月30日現在）	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合（%） (R/(S+T)×100)		0.06%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
(Templeton Asset Management Ltd.)

- (2) フランクリン・アドバイザーズ・インク
(Franklin Advisers, Inc.)

- (3) フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)

- (4) テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
(Templeton Global Advisors Limited)

- (5) テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー
(Templeton Investment Counsel, LLC)

- (6) フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Franklin Templeton Investment Management Limited)

- (7) フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド
(Franklin Templeton Investments Australia Limited)

- (8) フィデュシヤリー・インターナショナル・インク
(Fiduciary International, Inc.)

- (9) フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ
(Franklin Templeton Investments Corp.)

- (10) フランクリン・テンプレトン・ポートフォリオ・アドバイザーズ・インク
(Franklin Templeton Portfolio Advisors, Inc.)

- (11) フランクリン・テンプレトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク
(Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)

- (12) フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株・口)			27,408,356
新株予約権証券 (株)	A	—	G 0
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 0
対象有価証券 カバードワラント	C		I 0
株券預託証券			725,248
株券関連預託証券	D		J 0
対象有価証券償還社債	E		K 0
他社株等転換株券	F		L 0

合計(株・口)	M	N	O	28,133,604
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P			—
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q			—
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R			28,133,604
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S			—

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成18年6月30日現在)	T	514,625,728
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		5.47%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.16%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有 割合(%)
テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)	761,737	0.15
フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisers, Inc.)	34,400	0.01
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(アジア) リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)	301,000	0.06
テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)	15,264,099	2.97
テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)	7,363,050	1.43
フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)	1,347,070	0.26
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・オーストラ リア・リミテッド (Franklin Templeton Investments Australia Limited)	118,500	0.02

フィデュシャリー・インターナショナル・インク (Fiduciary International, Inc.)	3,300	0.00
フランクリン・templton・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)	1,893,200	0.37
フランクリン・templton・ポートフォリオ・アドバイザーズ・インク (Franklin Templeton Portfolio Advisors, Inc.)	725,248	0.14
フランクリン・templton・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク (Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.)	13,300	0.00
フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社	308,700	0.06
合 計	28,133,604	5.47

POWER OF ATTORNEY

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Templeton Asset Management Ltd.

By: _____

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Advisers, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 3rd day of October 2005.

Franklin Advisers, Inc.

By: 

Barbara J. Green

Secretary

<訳文>

委 任 状

フランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年10月3日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

(署名)

バーバラ・ジェイ・グリーン

秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作




POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 27th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

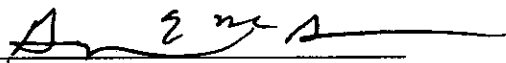


POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 27th day of January 2005.

Templeton Global Advisors Limited



Gregory E. McGowan
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

委 任 状

テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン
執行副社長、秘書役

上記正訳しました
弁護士 小野雄作

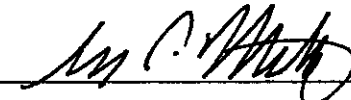


POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 1st day of February 2005

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Gary P. Motyl

Title: President

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年2月1日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

(署 名)

ギャリー・ピー・モティール

社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 29 day of September 2005.

Franklin Templeton Investment Management Limited

By: Sara MacIntosh

Sara A. MacIntosh
Company Secretary

<訳文>

委 任 状

フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年9月29日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

(署 名)

サラ・エイ・マッキントッシュ

法律・財務担当重役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Australia Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 20th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments Australia Limited

By: _____

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・
オーストラリア・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーワン
取締役

上記正訳しました
弁護士 小野雄作

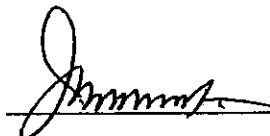


POWER OF ATTORNEY

Fiduciary International, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 9 day of January 2005.

Fiduciary International, Inc.

By: 
Name: James C. Goodfellow
Title: President

NOTARIAL CERTIFICATE

Subscribed and sworn to before me
this 9 th day of January 2005,


Notary Public

STEPHEN M. PULSIFER
Notary Public, State of New York
No. 01PU4901786
Qualified in Westchester County
Commission Expires 7.1.2007

<訳文>

委 任 状

フィデュシャリー・インターナショナル・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月9日本委任状に適式に署名する。

フィデュシャリー・インターナショナル・インク

(署 名)

ジェームズ・シー・グッドフェロー
社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: 

Gary R. Norton
Executive Vice President
Investor & Dealer Services

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ

（署 名）

ギャリー・アール・ノートン

上級副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Portfolio Advisors, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 20th day of February 2005.

Franklin Templeton Portfolio Advisors, Inc.

By: _____



Frank Felicelli
Executive Vice President
Chief Investment Officer

<訳文>

委 任 状

フランクリン・templton・ポートフォリオ・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年2月28日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・ポートフォリオ・アドバイザーズ・インク

(署 名)

フランク・フェリセリ

副社長

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Alternative Strategies, Inc.

By: _____

Gregory E. McGowan
Vice President

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプレトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・オルタネイティブ・ストラテジーズ・インク

(署名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

副社長

上記正訳しました
弁護士 小野雄作



委 任 状

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作氏および弁護士 西田 武氏を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2007年1月10日、本委任状に適式に署名又は記名・捺印する。

東京都中央区京橋二丁目14番1号
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社
代表取締役社長 松本 幸三

